

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
みちのく村山農業協同組合行動計画

平成 27 年 4 月 1 日施行

令和 元年 5 月 1 日改正

令和 7 年 4 月 1 日改正

女性が活躍でき、次世代の社会を担う子供ともっと多く関われるよう職員が仕事と子育てを両立させることができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

2 目標と取組内容

目標 1 管理職（課長級以上）に占める女性割合を 25%以上にする。

〈取組内容〉

資格取得の奨励と研修会への積極的な参加を促し、自己のスキルアップを図る。

仕事の効率や成果に応じた公正な評価・処遇体系を整備し、新しい評価制度・賃金制度を適正に運用する。

- ・令和 7 年 4 月～ 管理職として必要な資格の取得を目指し、各種研修会への参加を促進する。公正な評価・処遇体系の定着を図る。

目標 2 年次有給休暇の計画的取得により 1 職員 7 日以上の取得を目指す

〈取組内容〉

- ・令和 7 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ・令和 7 年 5 月～ 計画的な取得に向けて各部署への啓蒙活動を実施。